

**<書評と紹介> ロベール・カステル著 / 前川真行訳
『社会問題の変容 : 賃金労働の年代記』**

著者	鈴木 宗徳
出版者	法政大学大原社会問題研究所
雑誌名	大原社会問題研究所雑誌
巻	674
ページ	81-84
発行年	2014-12-25
URL	http://doi.org/10.15002/00010609

ロベール・カステル著／前川真行訳

『社会問題の変容』

—賃金労働の年代記—

評者：鈴木 宗徳

1 包括的な貧困・労働・福祉史

フランス社会学の泰斗、ロベール・カステル (Robert Castel, 1933～2013) による1995年の主著の邦訳が、ようやく2012年に刊行された。原書で800頁あまりの大著を単独で翻訳された訳者のご苦勞に、深く敬意を表したいと思う。ジャック・ドンズロ、フランソワ・エヴァルド、ピエール・ロザンヴァロンなど、90年代前後にはフランスで福祉国家の歴史にかんする重要な著作がつぎつぎと話題になっている。そのなかでも本書は、14世紀から現代までのヨーロッパにおける貧困、労働、福祉をめぐる諸問題を包括的に扱っている点で、決定版とも言える労作である。

8つの章および結論からなる本書は、18世紀における賃金労働社会とそれを支える自由主義イデオロギーの成立までを描いた「第一部 後見から契約へ」と、19世紀における貧困問題の爆発と社会国家建設の過程を描いた「第二部 契約から身分規定へ」の二つに分かれている。読者にとってもっとも興味深いのは、19世紀から20世紀初頭までを扱った第二部冒頭の第5章と第6章のふたつであろう。ここでカステルは、ブルジョアが貧困層に道徳を強要する「後見関係」「慈善」「パトロナージュ」とい

った営みをもつイデオロギー性を批判し、連帯主義思想にもとづく強制保険の制度がいかにかそれらを克服していったかを描き出している。おそらく、同時代のイングランドにおける救貧法制や慈善組織協会および友愛教会などの歴史を少なからず意識しているであろう。これらの問題をめぐる、19世紀末から20世紀初頭のフランスにおける思想対立を明瞭に説明してくれる点が、本書の第一の魅力と言ってよい。全体としてヨーロッパ（ないし先進国一般）に共通する問題を扱い、フランス特有の事情は第二部の各章に凝縮されている。そこでのカステルの視点は、貧困層がいかにか統治されたかを系譜学的にたどるミッシェル・フーコーの手法を引き継ぐものであるが、しばしば理念的な枠組みが先行するフーコーの術学的な筆致に比べると、きわめてバランスがとれた叙述になっていることも本書の魅力のひとつである。

もちろん、共同体における扶助の崩壊を論じた第一部も、フォーディズムの時代とホワイトカラー労働者の拡大を説明した第7章も、そして1970年代以降の不安定雇用の拡大を論じた第8章も、それぞれの領域で膨大な研究が蓄積されてきた問題を扱っている。貧困・労働・福祉にかかわる研究者であれば、かならずや興味深い記述をどこかに見つけることができるだろう。以下、本書の概要を駆け足で紹介することにしよう。

2 共同体における扶助から自由主義へ

18世紀までの共同体における扶助について、カステルは、「ハンディキャップの思想」と「近接性」という二つの原理によって扶助の対象が選別されていたと説明する。すなわち、老人、孤児、障害者など「労働不能」とされる窮民のみが救済の対象となる点、そして帰属すべき土地を共同体にもたない浮浪生活者が排除さ

れる点で、一貫していた。一般施療院への閉じ込めは、あくまで労働可能な物乞いへの再教育の手段として正当化され、労働可能な物乞いを「怠惰」であるとして告発することは困難を極めたとされる。(以上、第1章)。

14世紀半ば、黒死病の流行をきっかけに封建社会が動揺し、都市であれ農村であれ、恒常的に不安定な状態で生活する集団が現れたことが確認されている。1349年、エドワード3世は労働者規制法によって労働可能な物乞いの勤労を義務づけるが、共同体の紐帯を失って浮浪する大量の「この世に用なき者」たちが、追放、強制労働、鎮圧、処刑の対象となってゆく。のちにフランスでは、1767年に治安維持の観点から物乞い収容所が設置され、労働可能な窮民には強制労働が課された(第2章)。

封建制は、土地を媒介とする臣従関係つまり「後見関係」を原理としていた。これに加え、教区＝共同体による窮民に対する後見、そして同業組合における親方による職人に対する後見が、この時代の特徴であった。この頃の労働は規制労働(同業組合の規制下にある労働)か強制労働(貧民による労働)かであって、「自由」な賃金労働者が生まれる余地は少なかった。この時代まで肉体労働は蔑視されたが、同業組合における労働は正当な存在として位置づけられていた。治安活動の対象たる強制労働については、先の労働者規制法以下、労働力の地理的移動を禁ずる強制労働の法が18世紀までつづき、労働力動員的手段とされた。王権は、一般施療院、王立マニュファクチャー、慈善作業場、物乞い収容所において、貧民を労働力の「苗床」として活用していた。カステルは、農村における賃金労働者のはじまりを、後見関係にもとづく賦役労働において金銭による貢納が一般化したのに伴い、農民が時間の一部を「自由」に用いるようになったことに見出している。一方、

都市においては、同業組合の規制から漏れる窮乏した賃金労働者が生まれていった(第3章)。

商工業の発展と集中が目覚ましく進む17世紀末以降、大衆的(大規模な)脆弱性が意識されるようになり、社会問題は、ハンディキャップの思想にもとづく伝統的扶助で対処できる一部の人々の問題ではなくなる。この頃まで労働は後見関係における贈与と徴取のモデルで考えられ、また、新世界で行われる不平等な商取引による莫大な利益の前では労働が生み出す利益など取るに足らないものであり、労働はあくまで、怠惰からの道徳的矯正という規律訓練の図式のもとに置かれていた。しかしこの時期、自由主義思想によって労働はあらゆる富の源泉・交換価値の尺度とされ、交換の自由の実現のため労働契約の自由化が求められるようになった。1776年、最小国家を目指すテュルゴーは、宣誓同業組合および物乞い収容所の廃止を試みた。人口が諸国民の富の源泉となり、貧民はその「苗床」とされたのである。1791年、結社の禁止をうたうル・シャプリエ法が可決され、また物乞いと浮浪行為は怠惰であるとして刑法上の処罰の対象となった。ラ・ロシュフーコー＝リアンクールを議長とする「物乞い根絶委員会」の報告書では、救済を受ける権利を保障するものは公権力であるとされた。自由主義は最小国家を目指していたが、国家は逆に、公的制度による救済をおこなう介入主義的な強い国家となってゆくのである(第4章)。

3 新たな後見関係から連帯へ

19世紀初頭の貧困問題は、大規模な社会的紐帯の喪失をもたらした。ブルジョアたちは契約の自由を掲げる一方、あらたに誕生した賃金労働者という身分に対し、ふたたび「後見関係」を打ちたてようとした。キリスト教道徳協会のメンバーであったギゾー、そしてル・プレー学

派らは、貧困問題を道徳的退廃ととらえていた。公的救貧制度が整備された同時代のイングランドとは対照的に、フランスでは、「危険な階級」「哀れむべき人々」である労働者たちを道徳的に教化するため、私的な慈善活動や経営者によるパトロナージュ（企業内福利厚生事業）が熱心におこなわれた。さらにキリスト教道徳協会は貯蓄金庫や共済組合を創設し、給料日のうちにすべて飲み尽してしまう貧民に計画性という感情を育むことを期待した。しかし自由主義者たちは、共済組合が労働者のアソシアシオンに根ざした抵抗組合へ転化し、積立ての強制化およびそのための国家介入＝集産化を招くことを恐れ、これを任意加入による互助組織にとどめるべくアソシアシオンを厳しく監視した。ブルジョアたちは法の支配と契約にもとづく賃金関係を認めながら、実質的には家族主義的な労働者の統治を進め、プルードンら労働運動が抵抗したのもこうした慈善に対してであった（第5章）。

社会国家はこうした道徳主義と社会主義の妥協の上に成立した。フランスでは、19世紀末から1930年代までの間に最低限の社会保険が整備されてゆく。第三共和制における連帯主義の思想家レオン・ブルジョワは、各人は全員に対して負債＝責務を負っているため、〔租税や社会保障費の〕強制的な徴収も財やサービスの再分配も「債務の返済」として正当化されるとし、誰もがアクセス可能な「社会的財産」を根拠づけた。窮乏する労働者への対策として、扶助の拡大ではなく、あらゆるリスクをカバーする強制保険の適用を主張したのは、ジョレスらであった。強制保険の導入は、任意加入の共済組合が前提とする怠惰な者と計画性をもつ者との道徳的な分断を超え、労働者の自律性を尊重しながら安全（セキュリティ）を確保するものである。保険給付のみならず公共サービスや公

営住宅をふくめ、これは「社会的所有」という新たな概念の出現を意味している。私的所有を廃絶するのではなく社会的所有をこれに併置することによって、私的所有から安全を切り離し、労働と結びつけたのである（第6章）。

4 賃金労働社会の成立と新たな社会問題

20世紀に入りフォード型賃金労働関係が生まれるとともに、労働者は集団として認められ、公共サービスへのアクセスが保障されていった。賃金労働社会の成立によって階級意識が形成されるはずであったが、1930年代から70年代にかけてホワイトカラー賃金労働者、そして「ブルジョア的」賃金労働者が台頭し、ブルーカラー労働者はあらためて従属的立場に置かれるようになる。賃金労働社会は、所有ではなく雇用によって地位とアイデンティティが規定される社会である。経済成長と完全雇用の達成と並行して労働法制と社会保障が整備されていったが、革命という選択肢は解消されてしまう。1970年代から現れる周辺的な不安定雇用労働者は労働運動から分断され、客観的な格差のみが残された（第7章）。

社会国家は未完であった。企業内デモクラシーは実現しなかったし、雇用の安定は法による保障ではなく事実上の完全雇用に由来していたとも言える。一方、公共サービスそのものが個人主義化を進め、連帯を弱体化させる側面ももっていた。1970年代から失業が増加し、労働の柔軟化と不安定化、そして不安定層の固定化が生じている。再発見されたこうした「この世に用なき者」は、労働によってアイデンティティを獲得することができない。こうした問題への対策は、統合政策から参入支援政策へ移行している。参入支援政策は特定地域内で問題を管理するものであり、参入支援最低所得（RMI）は永遠に支援から脱出できないという地位を生

み出してしまう。カステルはワークシェアリングに可能性を見出し、賃金労働者と企業との連帯のあり方を検討している（第8章）。

郊外の若者に見られるように、個人が過剰なまでに剥き出しになる「負の個人主義」が生まれている。18世紀末の個人主義は契約という枠組みを強制し、持たざる者も自律的な個人としてふるまうことを強制した。現代のRMIにおいても、参入支援「契約」を結ぶこと、計画を立てることなど、自立的主体であるかのようにふるまうことが求められている。給付の可否を評価する社会福祉調停員は風紀取締官のような権力を行使する。こうした扶助の個人主義化には、道徳的基準によって「良き貧民」を選別する慈善事業の論理が再発見される危険性がある（結論）。

5 本書の意義と課題

以上の紹介では、本書の全貌を明らかにしたことにはならないだろう。叙述全体にわたって無数の伏線が張り巡らされ、世紀を超えて同じ問題がかたちを変えながら反復されてきたことが強調されている。結論から遡って読み解くなら、とくに参入支援政策がもつワークフェア的側面にカステルは批判のまなざしを向け、19世紀の「自由主義」と「後見関係」の矛盾した結合のうちにその原型を見出すのである。さらに、労働可能性や道徳性を基準に個人を選別する権力のあり方を批判し、個人主義を超える「集団」の意義をくり返し確認し、そして土地への帰属にもとづく特定地域内での保護には限界があることを指摘するのが、本書を貫く大まかな論点である。

しかし、カステルの主張には不透明な点が残

されていることも指摘できる。第一に、彼は19世紀末における連帯主義と社会国家の成立を、強制保険の導入を軸に説明している。これがフランス特有の歴史的事情を反映しているのは明らかであるが、保険という原理の限界が指摘されつつあるいま、これを超える構想は本書からは見えてこない。第二に、カステルは、1970年代以降、賃金労働社会が労働者階級の連帯を生み出せなくなることを、そして大量の不安定層を生み出したことを、正しく指摘している。しかしこれに対する処方箋は、あくまで賃金労働社会の枠内の提案にとどまるものである。セキュリティを労働から切り離し、労働可能な者と労働不可能な者だけでなく、再生産労働（家事・育児・介護）に携わる者や教育・訓練を受ける者を含め、最低生活保障を普遍主義的におこなうという構想は見えてこない。第三に、1930年代から70年代にかけて「革命」ではなく「改良」の道が選択されたことをカステルは指摘する。そこで彼は、「社会的所有」の原理、いわば脱商品化の度合いを劇的に前進させる可能性や、労働の現場における協同性や民主主義をさらに実質化する可能性など、一層ラディカルな展望についてはあまり言及していないのである。

いくつも不満を挙げることはできるにせよ、本書は、貧困・労働・社会保障について原理的な考察を深めるうえで欠かすことのできない、スタンダードと呼ぶべき歴史書である。

（ロベール・カステル著、前川真行訳『社会問題の変容——賃金労働の年代記』ナカニシヤ出版、2012年3月、xxix+566頁+xxxii、定価6,500円+税）

（すずき・むねのり 法政大学社会学部教授）